

富山市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年6月13日

富山市

目 次

I はじめに

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定 1
- 2 取組の経緯 1
- 3 行動計画の作成 2

II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

- 1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略 . 5
 - (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
 - (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
- 2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方 6
- 3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点 8
 - (1) 基本的人権の尊重
 - (2) 危機管理としての特措法の性格
 - (3) 関係機関相互の連携協力の確保
 - (4) 記録の作成・保存
- 4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定 9
 - (1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について
 - (2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について
- 5 対策推進のための役割分担 11
 - (1) 推進体制
 - (2) 富山市新型インフルエンザ等対策本部
 - (3) 対策推進のための役割分担

6	行動計画の主要7項目	17
	(1) 実施体制	
	(2) サーベイランス・情報収集	
	(3) 情報提供・共有	
	(4) まん延防止に関する措置	
	(5) 予防接種	
	(6) 医療	
	(7) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置	
7	発生段階	26

Ⅲ 各段階における対策

1	未発生期	29
	(1) 実施体制	
	(2) サーベイランス・情報収集	
	(3) 情報提供・共有	
	(4) まん延防止に関する措置	
	(5) 予防接種	
	(6) 医療	
	(7) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置	
2	海外発生期	34
	(1) 実施体制	
	(2) サーベイランス・情報収集	
	(3) 情報提供・共有	
	(4) まん延防止に関する措置	
	(5) 予防接種	
	(6) 医療	
	(7) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置	
3	国内発生早期以後、県内未発生期	40
	(1) 実施体制	
	(2) サーベイランス・情報収集	
	(3) 情報提供・共有	

- (4) まん延防止に関する措置
- (5) 予防接種
- (6) 医療
- (7) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

4 県内発生早期 47

- (1) 実施体制
- (2) サーベイランス・情報収集
- (3) 情報提供・共有
- (4) まん延防止に関する措置
- (5) 予防接種
- (6) 医療
- (7) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

5 県内感染期 54

- (1) 実施体制
- (2) サーベイランス・情報収集
- (3) 情報提供・共有
- (4) まん延防止に関する措置
- (5) 予防接種
- (6) 医療
- (7) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

6 小康期 61

- (1) 実施体制
- (2) サーベイランス・情報収集
- (3) 情報提供・共有
- (4) まん延防止に関する措置
- (5) 予防接種
- (6) 医療
- (7) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

I はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとは表面の抗原性が全く異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2 取組の経緯

〔国の取組〕

国においては、特措法の制定以前から、新型インフルエンザに係る対策について、平成 17 年に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。数次の部分的な改定を行い、平成 20 年には、感染症法及び検疫法の改正により新型インフルエンザ対策が強化され、平成 21 年 2 月の改定に至った。その 2 ヶ月後となる平成 21 年 4 月、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的な大流行となり、我が国でも発生後 1 年余で約 2 千万人が罹患したと推

計されている。A/H1N1 の流行では入院患者数は約 1.8 万人、死亡者数は 203 人であり、死亡率は 0.16（人口 10 万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。この対策実施を通じて、実際の現場での運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。病原性が季節性インフルエンザ並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られ、病原性の高い新型インフルエンザが発生しまん延する場合に備えるため、国では平成 23 年 9 月に行動計画を改定した。この新型インフルエンザ（A/H1N1）の教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成 24 年 5 月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至ったものである。

〔富山県の取組〕

富山県においても、国の行動計画を踏まえ、平成 17 年 12 月に「富山県新型インフルエンザ対策行動計画（暫定版）」を策定し、平成 21 年 6 月、平成 24 年 4 月にそれぞれ改定を行った。

また、平成 22 年 11 月には、新型インフルエンザ発生時においても、県が必要な業務を維持できるようにするため、発生時の業務継続上の基本的事項を定めた「新型インフルエンザ対応富山県業務継続計画」を策定している。

〔富山市の取組〕

平成 21 年 3 月の国の通知では、市町村においても具体的な計画の策定を求めており、富山市においても、新たな感染症の脅威から市民の健康を守り、安心安全を確保するため、緊急に対策を確立する必要があることから、県行動計画と整合性を保ちつつ、「富山市新型インフルエンザ対策行動計画」を平成 21 年 4 月に策定している。

3 行動計画の作成

〔政府行動計画の作成〕

政府は、特措法第 6 条に基づき、新型インフルエンザ等対策有識者会議の意見を聴き、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成した。この政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策

の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が都道府県行動計画を、指定公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めており、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示している。

政府行動計画が対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は、以下のとおりである。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

〔富山県行動計画の作成〕

富山県では、特措法第7条に基づき、政府行動計画（平成25年6月7日）を踏まえ、富山県新型インフルエンザ等対策検討委員会の意見を聴いた上で、「富山県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成した。県行動計画は、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項を定め、県が実施する措置等を示すとともに、市町村が市町村行動計画を、指定地方公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めている。

政府行動計画については、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ、また、新型インフルエンザ等対策についても検証等を通じ変更を行うこととされている。県行動計画についても、政府行動計画等を踏まえ、適時適切に計画の見直しを行っていくこととする。

〔富山市行動計画の作成〕

富山市では、特措法第8条に基づき、県行動計画（平成25年11月18日）を踏まえ、富山市行動計画案を作成し、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を聴き、「富山市新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「市行動計画」という。）を作成した。市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項を定め、市が実施する措置等を示すとともに、新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項等を定めている。

政府行動計画については、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れ、また、新型インフルエンザ等対策についても検証等を通じ

変更を行うこととされている。県行動計画についても、政府行動計画等を踏まえ、適時適切に計画の見直しを行っていくこととされている。市行動計画についても、政府・県行動計画等を踏まえ、適時適切に計画の見直しを行っていくこととする。

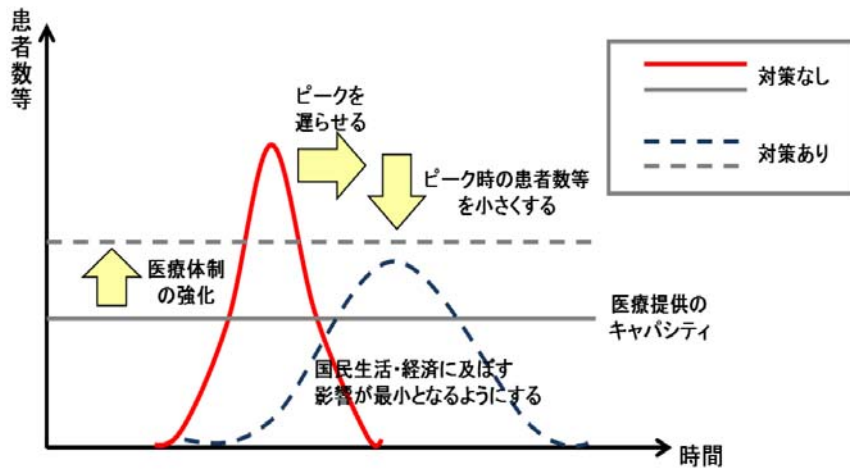
Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、日本及び本市への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等については、長期的には、国民の多くが罹患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
 - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
 - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
 - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・ 地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
 - ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

新型インフルエンザ等対策は、発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

このため、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、国や県における対策のもと、市の地理的な条件、人口分布、交通機関の状況、医療体制、受診行動の特徴等の市民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせるバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行の状況、地域の特性、その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが市民生活及び市民経済に与える影響等を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

- ・ 発生前の段階では、国等における水際対策との連携、地域における医療体制の整備や市民に対する啓発など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- ・ 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。また、新型インフルエンザ等が海外で発生した場合、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であるということをも前提として対策を策定することが必要である。海外で発生している段階で、国内の万全の体制を構築するためには、日本が島国であるとの特性を生かし、国等における検疫の強化等により、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせることが重要である。
- ・ 病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- ・ 県内発生当初の段階においては、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等を中心とし、病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。また、新型インフルエンザに対するパンデミックワクチンが供給されるまで、医療従事者や社会機能の維持に関わる者に対して、国の判断により、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であればこれを接種し、感染拡大に備えることが必要である
- ・ 県内で感染が拡大した段階では、国、県や事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民生活・市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。感染拡大時には社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定されることから、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- ・ 市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医

療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

- ・ 特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。
- ・ 事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。
- ・ また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や市民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等の発生に備え又は発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画及び市行動計画に基づき、国、県、他市町村及び指定（地方）公共機関と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等に対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理の観点から、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部、県対策本部、他の市町村対策本部と緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市対策本部長は、本市域における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進にあたり、特に必要があると認める場合には、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

(4) 記録の作成・保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、政府対策本部、県対策本部、市対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

(1) 新型インフルエンザ等発生時の被害想定について

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

市行動計画の策定に当たっては、被害想定として患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があ

り得、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

国の想定した罹患率や致死率等を本市（平成24年10月現在の本市の人口約42.2万人は、全国1億2,752万人の約0.33%）に当てはめることで、本市の被害想定を行ったところ、医療機関を受診する患者数は約8万2,500人と推計される。

（上限値）

医療機関を受診する患者数	日本全国における患者数		富山市における患者数	
	2,500万人		約8,250万人	
入院患者数	中等度 (致命率0.53%)	重 度 (致命率2.0%)	中等度 (致命率0.53%)	重 度 (致命率2.0%)
	約53万人	約200万人	約1,750人	約6,600人
1日当たり最大入院患者数	中等度	重 度	中等度	重 度
	約10.1万人	約39.9万人	約330人	約1,320人
死亡者数	中等度	重 度	中等度	重 度
	約17万人	約64万人	約560人	約2,110人

- ・ 全人口の25%が罹患し、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算を行ったところ、中等度の場合、1日当たりの最大入院患者数は10.1万人（流行発生から5週目）と推計され、重度の場合、1日当たりの最大入院患者数は39.9万人と推計。
- ・ これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザワクチン薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。
- ・ 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要があり、併せて特措法の対象とされた。これを踏まえ、今後、国において新型インフルエンザ等の発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施されることとされている。このため、感染症予防策については今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染も念頭に置く必要がある。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ・ 国民の 25%が、流行期間（約 8 週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は 1 週間から 10 日間程度罹患し欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。
- ・ ピーク時（約 2 週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって 5 %程度と考えられるが、従業員自身の罹患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約 2 週間）には従業員の最大 40 %程度が欠勤するケースが想定される等、様々な影響が予想される。

5 対策推進のための役割分担

(1) 推進体制

本市においては、新型インフルエンザ等の発生する前から各部局横断的な会議「富山市新型インフルエンザ等対策連絡会議」の開催等を通じ、事前準備の進捗を確認し、関係部局の連携を確保しながら、全庁一体となった取組を推進する。

新型インフルエンザ等が発生し、国が政府対策本部を設置した場合は、全庁一体となった対策を強力に推進するため、速やかに、市長、両副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、政策監、各部局長及び各総合行政センター所長からなる「富山市新型インフルエンザ等対策本部」を設置する。

また、医学・公衆衛生の学識経験者等から意見を聴取し、新型インフルエンザ等に対する具体的な対策について検討する。

(2) 富山市新型インフルエンザ等対策本部

- ・ 市長は市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等に係る総合的な対策を行う。
- ・ 市対策本部は、本部長、副本部長及び本部員その他の職員をもって構成する。
- ・ 市長を本部長、副市長を副本部長、上下水道事業管理者、病院事業管

理者、政策監、各部局長及び各総合行政センター所長を本部員とし、防災危機管理統括監を総合調整とする。

- ・ 対策本部の庶務は、福祉保健部保健所保健予防課において処理する。

富山市新型インフルエンザ等対策本部組織図

富山市新型インフルエンザ等対策本部

○本部員室（庁議室）

- ・ 本部長 市長
- ・ 副本部長 両副市長
- ・ 本部員 上下水道局事業管理者
病院事業管理者、政策監
各部局長、各総合行政センター所長
- ・ 総合調整 防災危機管理統括監

○本部室（402会議室）

- ・ 本部室長 福祉保健部次長
- ・ 副本部室長 企画調整課長
保健所総務課健康危機管理担当
- ・ 本部室要員 総括班 情報班
広聴班 社会支援班
消防班 連絡班
- ・ 総合調整 防災危機管理副統括監

企 画 管 理 部	財 務 部	福 祉 保 健 部	市 民 生 活 部	環 境 部	商 工 労 働 部	農 林 水 産 部	都 市 整 備 部	建 設 部	市 民 病 院 部	上 下 水 道 部	消 防 部	教 育 部	議 会 部
-----------------------	-------------	-----------------------	-----------------------	-------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-------------	-----------------------	-----------------------	-------------	-------------	-------------

地域部 (総合行政センター)					
大 沢 野	大 山	八 尾	婦 中	山 田	細 入

富山市保健所新型インフルエンザ等危機管理対策室

○富山市保健所

- ・ 統括 保健所長
- ・ 副統括 保健所次長
- ・ 感染予防危機管理責任者
保健所保健予防課長
- ・ 対策室要員
総務班 予防班
健康班 搬送班
地域予防班

富山市新型インフルエンザ等対策連絡会議

○福祉保健部保健所保健予防課（事務局）

- ・ 座長 福祉保健部長
- ・ 副座長 防災危機管理統括監、保健所長
- ・ 委員 防災危機管理副統括監、福祉保健部次長、企画管理部次長、財務部次長、市民生活部次長、環境部次長、商工労働部次長、農林水産部次長、都市整備部次長、建設部次長、大沢野・大山・八尾・婦中総合行政センター次長、山田・細入総合行政センター総務振興課長、市民病院事務局次長、上下水道局次長、議会事務局次長、消防局次長、教育次長

富山市新型インフルエンザ等対策連絡会議幹事会

○福祉保健部保健所保健予防課（事務局）

- ・ 座長 保健所保健予防課長
- ・ 委員 各部局防災・危機管理担当
- ・ 総合調整 防災危機管理統括監、防災危機管理副統括監

(3) 対策推進のための役割分担

① 国の役割について

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

② 指定行政機関の役割について

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

③ 地方公共団体の役割について

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

【県の役割】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、対策の中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し的確な判断と対応が求められる。

このため、富山県では、新型インフルエンザ等の発生前においては、県の行動計画を策定し、発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておくなど、発生に備えた準備を推進することとされている。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、知事を本部長とする「富

山県新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、国における対策本部の基本的な方針を踏まえつつ、富山県の状況に応じて判断を行い、総合的な対策を強力に推進することとされている。加えて、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行うこととされている。

【市の役割】

市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

なお、保健所設置市である本市は、感染症法においては、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し、県に準じた役割を果たすことが求められ、県と本市は、医療体制の整備に関する協議を行い、発生前から連携を図る。

④ 医療機関の役割について

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の発生時には医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

⑤ 指定（地方）公共機関の役割について

指定公共機関とは、独立行政法人等の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものである。

指定地方公共機関とは、都道府県の区域において、医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気等の供給、輸送その他の公益的事業を営む法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するものである。

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、

特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

〈主な業務〉

- ・ 業務計画の作成及び国（県）への報告、関係地方公共団体への通知等
- ・ 対策の実施に必要な物資・資材の備蓄・点検、施設・設備の整備・点検
- ・ 政府対策本部長による総合調整、指示（指定公共機関のみ）、都道府県対策本部長による総合調整、指示
- ・ 国（県）に対し、物資等の確保について応援を求めることができる。

⑥ 登録事業者の役割について

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

⑦ 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策を行うことが求められる。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

⑧ 市民

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

6 行動計画の主要7項目

政府行動計画及び県行動計画では、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」こと及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「実施体制」、「サーベイランス・情報収集」、「情報提供・共有」、「予防・まん延防止」、「医療」、「国民（県民）生活及び国民（県民）経済の安定の確保」の6項目に分けて立案している。

本市行動計画においては、政府行動計画及び県行動計画との整合を確保しつつ、上記6項目を7項目に分け（「予防・まん延防止」を「まん延防止に関する措置」と「予防接種」に細分化）主要な対策として位置付ける。各項目ごとの対策については、発生段階ごとに記述するが、各項目に含まれる内容は以下のとおりである。

（1）実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、国家の危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、国、県、市、医療機関等が相互に連携を図り、一体となった取組を行うことが求められる。

新型インフルエンザ等が発生する前においては、「富山市新型インフルエンザ等対策連絡会議」の枠組みを通じ、関係部局間における認識の共有と連携を確保し、一体となった取組を推進する。

各部局は、相互に連携を図りつつ、市行動計画を実施するために必要な措置を講ずる。また、業務継続計画を作成し、新型インフルエンザ等の発生時においても各部局の重要業務を継続する体制を整える。

関係部局は、新型インフルエンザ等のまん延防止や住民生活の支援において県等との連携を強化し、発生時に備えた準備を進めるほか、国や県等との情報交換を通じ、情報収集に努める。

新型インフルエンザ等が発生した場合は、市全体が一体となった対策を強力に推進するため、政府対策本部設置後、速やかに富山市新型インフルエンザ等対策連絡会議を開催し、緊急事態宣言が政府によりなされた場合に富山市新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

また、新型インフルエンザ等の発生前から、行動計画の作成等に際し、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を聴き、発生時には、医学・公衆衛生

の学識経験者の意見を適宜適切に聴取することが求められる。

(2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集・分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結び付けることが重要である。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載するが、新感染症が発生した場合は、国が WHO 等の国際機関と連携し、早期に症例定義の周知や診断方法を確立し、国内のサーベイランス体制が構築される。

海外で発生した段階から国内の患者数が少ない段階までは、情報が限られており、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・分析を行う。

県内の患者数が増加し、患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった場合は患者の全数把握を中止し、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。

サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、地域における医療体制等の確保に活用する。

地域で流行する病原体の性状（インフルエンザウイルスの亜型や薬剤耐性等）に関する情報や、死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関における診療に役立つ。

また、鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスを行い、これらの動物の間での発生の動向を県が把握することについて、協力するとともに積極的にこれらの情報収集に努める。

(3) 情報提供・共有

① 情報提供・共有の目的

新型インフルエンザ等対策を推進するためには、国全体の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとることが重要である。そのため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有も含むことに留意する。

② 情報提供手段の確保

市民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

③ 発生前における市民等への情報提供、共有

発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、国、県及び市は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要である。特に児童、生徒等に対しては、学校は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、保健衛生部局や教育委員会等が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが必要である。

④ 発生時における市民等への情報提供、共有

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、県内外の発生状況、対策の実施状況等について、患者等の人権に配慮しつつ、分かりやすい情報提供に努める。県、医師会などの医療関係団体、その他対策を行う関係機関等とは、迅速な情報の共有に努め、情報提供の際には緊密な連携を図る。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

また、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることに留意する。さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反

応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

(4) まん延防止に関する措置

① まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

個人対策や地域対策、職場対策・予防接種などの複数の対策を組み合わせるが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行う。

② 主なまん延防止対策

個人における対策については、国内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実施するよう促す。

海外で発生した場合には、国において、入国者の検疫強化、検疫飛行場及び検疫港の集約化等が行われる。この場合、検疫所からの依頼に基づき、発生国からの帰国者の健康観察を実施する。健康観察の結果、発熱等健康状態に異常を確認した場合には、医療機関への入院、接触者の調査等必要な措置を迅速に講じる。

(5) 予防接種

① ワクチン

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定される

ため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

② 特定接種

ア 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、

- a 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- b 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- c 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

であり、登録事業者及び公務員は国において別添のとおりとしている。

また、新型インフルエンザ等発生時における接種に当たっては、政府対策本部において総合的に判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、ワクチン、その他の関連事項が決定される。特定接種に用いられるワクチンについては、国の判断により、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンが用いられることとされ、発生した新型インフルエンザ等が H5N1 以外の感染症であった場合や亜型が H5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとされている。

イ 特定接種の接種体制

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められている。

特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築を登録要件とされている。

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる本市職員について、本市

を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施し、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図っておく。

③ 住民接種

ア 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、政府行動計画に基づき、以下の4つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。また、政府行動計画では事前に下記のような基本的な考え方が整理されているが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて国が決定することとなる。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の4群に分類することを基本とする。

- a 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- b 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- c 成人・若年者
- d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ国が決定する。

- A 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方
- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
 - ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
 - ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者
- B 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方
- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
 - ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者
- C 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方
- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
 - ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
 - ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

イ 住民接種の接種体制

住民接種については、本市を実施主体として、原則として集団的接

種により接種を実施することとなる。接種が円滑に行えるよう医師会、医療機関等関係機関と連携し、接種体制の構築を図る。

ウ 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などに応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

(6) 医療

① 医療の目的

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる指定地方公共機関である医療機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援について、十分な検討や情報収集を実施する。

② 発生前における医療体制の整備について

県と連携して、二次医療圏等の圏域を単位とし、医師会、薬剤師会、公的病院等地域の中核的医療機関を含む医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置し、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進することや、あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成し設置の準備を行うこと、さらに帰国者・接触者相談センターの設置の準備を進める。

③ 発生時における医療体制の維持・確保について

新型インフルエンザ等の国内での発生の早期には、医療の提供は、患者の治療とともに感染拡大防止策としても有効である可能性があることから、病原性が低いことが判明しない限り、原則として、感染症法に基

づき、新型インフルエンザ等患者等を感染症指定医療機関等に入院させる。発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に関する国からの情報提供について県と連携して迅速に還元する。

新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診察のために、国内で新型インフルエンザ等が拡がる前の段階までは各地域に「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行うが、新型インフルエンザ等の患者は帰国者・接触者外来以外の医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。このため、帰国者・接触者外来以外の医療機関も含めて、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い院内での感染拡大防止に努める。

医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

また、「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図る。帰国者・接触者外来等の地域における医療体制については、一般的な広報によるほか「帰国者・接触者相談センター」から情報提供を行う。

帰国者・接触者外来以外の医療機関において診療することとなった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療提供体制の確保を図ることとする。

その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう体制を整備しておく。臨時の医療施設の確保について、二次医療圏ごとに設置される対策会議（仮称）等を活用し、あらかじめ話し合っておくことが重要である。また、在宅療養の支援体制を検討し整備しておく。

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、市医師会を始めとする医療関係団体等との連携を図ることが重要である。

(7) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、国、県、医療機関、指定（地方）公共機関、登録事業者等と連携し、特措法に基づき事前に十分な準備を行う。また、必要に応じて国、県等と連携して一般事業者等についても事前の準備を行うよう働き

かける。

7 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類した。国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部が決定する。

県内での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に県内での医療提供や感染拡大防止策等について、柔軟に対応する必要があることから、県内における発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で、富山県新型インフルエンザ等対策検討委員会の意見を踏まえ、本県の対策本部において決定する。

地域での発生段階は、国と協議の上で、県が判断することとされており、本市においては、市行動計画で定められた対策を国や県が定める段階に応じて実施することとする。

なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

《 発生段階 》

発生段階	状 態	
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	(県内未発生期) 県内で新型インフルエンザ等患者が発生していない状態
		(県内発生早期) 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	(県内感染期) 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

(参考) 新型インフルエンザにおける政府行動計画の発生段階と WHO におけるパンデミックインフルエンザのフェーズの対応表

政府行動計画の発生段階	WHOのフェーズ
未発生期	フェーズ 1、2、3 又は相当する公表等
海外発生期	フェーズ 4、5、6 又は相当する公表等
国内発生早期	
国内感染期	
小康期	ポストパンデミック期又は相当する公表等

Ⅲ 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要7項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することとなっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

※ 政府行動計画において、「市町村は～」又は「地方公共団体は～」等と記載されている項目は、必要な修正を行い下線引きしている。

1 未発生期

<ul style="list-style-type: none">・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
目的 1) 発生に備えて体制の整備を行う。 2) 国、県等と緊密に連携し、発生の早期確認に努める。
対策の考え方 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。 3) 国、県等と緊密に連携し、情報収集に努める。

(1) 実施体制

① 市行動計画等の作成

- ・ 市は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画や業務継続計画等の策定を行い、必要に応じて見直していく。

② 国・県等との連携強化

- ・ 市は、県、他の市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。

③ 富山市新型インフルエンザ等対策連絡会議の設置

- ・ 庁内に行動計画及び関連情報を伝達するとともに、情報の共有化を図るため「富山市新型インフルエンザ等対策連絡会議」を設置し、必要に応じ会議を開催する。(海外発生期以降についても同じ)

(2) サーベイランス・情報収集

① 情報収集

- ・ 国、県、WHO（世界保健機関）等の国際機関等から新型インフルエンザ対策等に関する情報を収集する。

② 平時のサーベイランスへの協力

- ・ 平時から、市は、国、県で行われているサーベイランスに協力し、県と連携してこれらの情報を積極的に収集する。

(3) 情報提供・共有

① 継続的な情報提供

- ・ 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、広く市民に対し、継続的で分かりやすい情報提供を行う。
- ・ 咳エチケット、手洗い、うがい等、通常のインフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。

② 体制整備

- ・ 発生段階ごとの市民への情報提供内容や媒体の検討を行う。また、メディア等への十分な説明を行うため、広報体制を整備する。
- ・ 情報提供・共有に利用可能な媒体・機関について整理する。

③ 相談体制

- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、国からの要請に基づいて市民からの相談に応じるため設置するコールセンター等の準備を進める。

(4) まん延防止に関する措置

① 対策の実施のための準備

- ・ 市は、住民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、保健所に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の行動についての理解促進を図る。
- ・ 新型インフルエンザ等発生時に実施され得る、個人における対策のほか、職場における感染防止対策について周知を図るための準備を行う。新型インフルエンザ等緊急事態における、県が行う施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

② 水際対策

- ・ 検疫の強化の際に必要となる入国者に対する疫学調査等について、検疫所、県、その他関係機関の連携を強化する。

(5) 予防接種

① 情報の収集

- ・ 県や国等と連携して、ワクチンに関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

② ワクチンの供給体制

- ・ 国の要請を受け、県は管内においてワクチンが円滑に流通する体制を構築する。市は県と連携してこれらの情報を積極的に収集する。

③ 特定接種

- ・ 国が定める登録実施要領に基づき、事業者に対して登録作業や登録事業者の義務等に係る周知に県とともに協力する。
- ・ 国が事業者の登録申請を受け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することについて県とともに協力する。
- ・ 市は、国の要請を受け、市職員における特定接種対象者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。
- ・ 国が登録する登録事業者における予防接種体制について、必要に応じて、関係機関と連携して予防接種実施体制の整備に協力する。

④ 住民接種

- ・ 国、県等と連携して、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制を構築する。
- ・ 国が示す接種体制の具体的なモデル等を参考に地域の实情に応じて、速やかに住民接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める
- ・ 円滑な予防接種の実施のために、あらかじめ市町村間等で広域的な協定を締結することについて検討するなど、居住する市町村以外の市町村における接種体制整備に努める。

(6) 医療

① 地域医療体制の整備

- ・ 市は、県に協力して、地域の医療関係者等と医療提供体制について、協議、確認を行う。
- ・ 県とともに、原則として2次医療圏等の圏域を単位とし、医師会、

薬剤師会、公的病院を含む医療機関、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を、国の助言と支援を得て、推進する。

- ・ 国の要請を受けて、県とともに帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来を設置する医療機関や公共施設等のリストを作成する等、設置の準備を行うとともに、感染症指定医療機関等での入院患者の受入準備を進める。

また、一般の医療機関においても、新型インフルエンザ等患者を診療する場合に備えて、個人防護具の準備などの感染対策等を進めるよう、国、県とともに、要請する。

② 国内感染期に備えた医療の確保

- ・ 国の要請を受けて、県とともに、市内各医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、その作成を支援する。
- ・ 市は、県とともに地域の実情に応じ、指定地方公共機関を含む感染症指定医療機関等のほか、指定地方公共機関を含む医療機関または公的病院で入院患者を優先的に受け入れる体制の整備に努める。
- ・ 県が、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等を把握するための協力をする。
- ・ 市は、県とともに地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。
- ・ 市は、県とともに社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。

③ 医療体制の周知等

- ・ 海外発生期に設置する帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センターにおける診療・相談体制について、また、県内感染期における帰国者・接触者外来から一般の医療機関でも診療する体制に移行する等の医療提供体制について周知を図る。
- ・ 国が作成した診断トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関するガイドラインを医療機関に県とともに周知する。
- ・ 国と連携しながら、医療従事者等に対し、県内発生を想定した研修や訓練を県とともに行う。

- ・ 国及び県が、必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）をあらかじめ備蓄・整備することについて協力する。
- ・ 国等からの新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を迅速に提供するための体制を県とともに整備する。

(7) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

① 業務計画等の策定

- ・ 国及び県が、指定（地方）公共機関に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに業務計画等の策定を支援し、その状況を確認することについて、県からの要請により適宜協力する。

② 物資供給の要請等

- ・ 県が、国と連携し、発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売、運送を行う事業者である指定地方公共機関、登録事業者に対し、緊急物資の流通や運送等の事業を継続するため、体制の整備を要請することについて、県からの要請により適宜協力する。

③ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ・ 国からの要請を受けて、県と連携して、地域感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、在宅医療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。

④ 火葬能力等の把握

- ・ 県が、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備することについて、県からの要請により適宜協力する。

⑤ 物資及び資材の備蓄等

- ・ 国、県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。

2 海外発生期

<ul style="list-style-type: none">・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。・国内では新型インフルエンザ等の患者発生していない状態。・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。
<p>目的</p> <ol style="list-style-type: none">1) 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、国内発生の遅延と早期発見に努める。2) 国内発生に備えて体制の整備を行う。
<p>対策の考え方</p> <ol style="list-style-type: none">1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。2) 対策の判断に役立つため、国、県、国際機関等を通じて、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。3) 国の指示等に沿って、県と連携して、市内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。4) 県と連携して、海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生に備え、国内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者及び市民に準備を促す。5) 国からの情報提供等を受けて、医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び市民経済の安定のための準備、予防接種等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

- ・ 海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、必要に応じ、富山市新型インフルエンザ等対策本部員会議を開催し、国内における新型インフルエンザ等のヒトへの感染被害の発生に備え本部員及び本部室要員の参集体制を確認するなど、全庁的な危機管理体制に移行する準備を行う。
- ・ WHOが新型インフルエンザのフェーズ4の宣言若しくはそれに相当する公表又は急速にまん延する恐れのある新感染症の発生を公表した場合には、厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等が発生した旨を公表し、内閣総理大臣に報告することとされており、これを受けて、罹患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる場合以外は、国では速やかに政府対策本部が設置され、その後速やかに県

でも対策本部が立ち上る。

- ・ 国が決定した基本的対処方針を確認し、市行動計画等に基づき必要な対策を講じる。
- ・ なお、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザと同等程度以下と認められる新型インフルエンザ等が海外に発生したと国において判断された場合、感染症法に基づく防疫対策等を実施する。

(2) サーベイランス・情報収集

① 情報収集

- ・ 海外での新型インフルエンザ等の発生状況について、国、県等を通じて、病原体に関する情報、疫学情報（症状、症例定義、致死率等）、治療法に関する情報（抗インフルエンザウイルス薬の有効性等）等の情報を収集する。

② サーベイランスの強化等

- ・ インフルエンザに関する通常のサーベイランスについて引き続き県に協力する。
- ・ 国の方針に従って、新型インフルエンザ等患者及び入院患者の全数把握を開始する。
- ・ 定点医療機関に加えてそれ以外の医療機関での状況を把握する等、必要に応じて、県で実施する地域ごとの実情に応じたサーベイランスに協力する。
- ・ 学校等でのインフルエンザ等の集団発生報告施設を、大学・短大まで拡大するなど、患者発生状況の把握を県が強化することについて協力する。
- ・ 鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルス等について、国、県等を通じて必要な情報を収集する。

(3) 情報提供・共有

① 情報提供

- ・ 海外の発生状況、現在の対策、市内で発生した場合に必要な対策等を県等と連携して、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係部局のホームページ等の複数の媒体、機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、市民への注意喚起を行う。

② 広報担当チームの設置

- ・ 市対策本部における総括班広報担当を中心とした広報担当チームを

設置し、各種情報の集約、整理、一元的な発信等を実施する。

③ コールセンター等の体制

- ・ 市は国からの要請に基づいて他の公衆衛生業務に支障を来さないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、適切な情報提供を行う。

④ 情報共有

- ・ 国のシステムを利用し、国・県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。
- ・ 国が実施するメールマガジン等を通じた情報共有及び問い合わせ等に対するフィードバックによる医療関係者と直接的に情報共有を行う方法について県と連携して協力する。

(4) まん延防止に関する措置

① 県内での感染拡大防止策の準備

- ・ 国の要請を受けて、感染症法に基づく患者への対応（治療・入院措置等）や患者の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の準備を進める。
- ・ 国の要請を受けて、検疫所から提供される入国者等に関する情報を有効に活用する。
- ・ 検疫所が行う、海外への渡航者に対する新型インフルエンザ等発生状況や、個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について、市ホームページを活用する等して協力する。

② 感染症危険情報の発出等

- ・ 国が海外への渡航者に対して行う新型インフルエンザ等の発生状況や個人がとるべき対応に関する情報提供及び注意喚起について県とともに協力する。
- ・ 国が、事業者に対して必要に応じて実施する、発生国への出張自粛、海外駐在員や海外出張者等の速やかな帰国要請等について県とともに協力して周知する。
- ・ 検疫所が行う情報提供及び注意喚起について、市ホームページを活用する等して協力する。

③ 水際対策

- ・ 発生国からの入国者等について、検疫所から感染症法に基づき通知があった場合には、必要な健康監視を行う。

④ 在外邦人支援

- ・ 国からの通知を受けて、学校を通じて、発生国に滞在・留学する生徒に対し、感染予防のための注意喚起を行うとともに、発生国において感染が疑われた場合の対応等について周知する。

(5) 予防接種

① 特定接種の実施

- ・ 市は、国と連携し、市職員における特定接種対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。
- ・ 国が決定した特定接種の総枠やその対象や順位など、特定接種の具体的運用について、県とともに協力して周知を図る。

② 住民接種

- ・ 市は、国、県と連携して、特措法第 46 条に基づく住民接種又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。
- ・ 市は、全市民が速やかに接種できるよう、集団的な接種を行うことを基本として、事前に市行動計画等において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

③ 情報提供

- ・ 国が提供するワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報の周知を図る。

(6) 医療

① 新型インフルエンザ等の症例定義

- ・ 国が定める新型インフルエンザ等の症例定義について、医療機関等に対しその内容を周知する。

② 医療体制の整備

- ・ 国の要請を受けて、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等にり患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため、帰国者・接触者外来を整備する。
- ・ 国の要請を受けて、帰国者・接触者外来以外の医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性も想定されるため、新型インフルエンザ等の疑いのある場合には、帰国者・接触者外来を受診することについて、医師会、医療機関等関係機関の協力を得て、周知徹底を図る。疑いのある場合の受診にあたっては、医療機関等に事前の連絡・

相談等を行うことなど、院内感染防止・まん延防止対策の重要性についても周知する。

- ・ 急患センター、輪番病院、休日当番医等へ疑い患者が来院した場合の院内感染対策や保健所等への情報連絡体制について、医療圏ごとに設置される対策会議（仮称）等を活用して検討し、整備する。
- ・ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。
- ・ 新型インフルエンザ等の感染が疑われる患者から採取した検体を衛生研究所において、亜型等の検査を行うことについて協力する。国立感染症研究所は、確定診断を行う。

③ 帰国者・接触者相談センターの設置

- ・ 国の要請を受けて、帰国者・接触者相談センターを設置する。
- ・ 国の要請を受けて、発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、帰国者・接触者外来を受診するよう周知する。

《帰国者・接触者相談センターの役割》

- ・ 新型インフルエンザ等患者の早期発見
- ・ 患者が事前連絡せずに直接医療機関へ受診することによる感染防止
- ・ 地域住民への心理的サポート
- ・ 特定の医療機関に集中しがちな負担の軽減

④ 医療機関等への情報提供

- ・ 国が提供する、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。

⑤ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

- ・ 県が、国等と連携し、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請することについて協力する。

(7) 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

① 事業者の対応

- ・ 国が事業者に要請する、従業員の健康管理の徹底、職場における感染予防策を実施するための準備について、県は関係団体を通じて事業

者への周知などを行う。市は県からの要請により適宜協力する。

② 遺体の火葬・安置

- ・ 県の要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

3 国内発生早期以後、県内未発生期

- ・国内発生早期又は国内感染期であるが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

【国内発生早期】

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

【国内感染期】

- ・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。)
- ・国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

目的

- 1) 県内発生に備えて体制の整備を行う。

対策の考え方

- 1) 県内発生に備え、原則として、県内発生早期に準じた対策を実施する。
- 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国から提供される症状や治療に関する臨床情報について、医療機関等に速やかに提供する。
- 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 5) 市内発生に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

① 国における基本的対処方針の変更

ア 国内発生早期の場合

- ・国において、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、国内発生早期の基本的対処方針が変更され、国内発生早期に入ったこと及びその対処方針が公示されるが、この基本的対処方針を踏まえ、必要な対策を実施する。

イ 国内感染期の場合

- ・ 国において、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、国内発生期の基本的対処方針が変更され、国内発生期に入ったこと及びその対処方針が公示されるが、この基本的対処方針を踏まえ、必要な対策を実施する。

② 体制の強化

- ・ 国内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、必要に応じ、速やかに「富山市新型インフルエンザ等連絡会議」を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。
- ・ 市は、国の基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ「富山市新型インフルエンザ等対策本部会議」を開催し、県内発生早期の対策を確認する。

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

- ・ 新型インフルエンザ等緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域が公示される。
- ・ 期間については、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて決定される。
- ・ 区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域をもとに、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定する。ただし、人の流れ等を踏まえ柔軟な区域設定にも留意する。全国的な人の交流基点となっている区域で発生している場合には、流行状況等も勘案し早い段階で日本全域を指定することも考慮される。

① 富山市新型インフルエンザ等対策本部の設置

- ・ 市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに「富山市新型インフルエンザ等対策本部」を設置する。

※ なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

(2) サーベイランス・情報収集

① 情報収集

- ・ 国内の新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国、県等を通じて必要な情報を収集する。

② サーベイランス

- ・ 海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。
- ・ 医療機関等に対して症状や治療等に関する情報を迅速に提供するため、新型インフルエンザ等患者の臨床情報について国、県から情報を収集する。
- ・ 国、県から、国内の発生状況についてリアルタイムでの情報提供を受けて、国、県と連携して、必要な対策を実施する。
- ・ 定点医療機関に加えてそれ以外の医療機関での状況を把握する等、必要に応じて、地域ごとの実情に応じたサーベイランスを県が実施することについて協力する。
- ・ 国と連携して、平時から行うウイルスサーベイランスに加え、必要に応じて、患者発生サーベイランス等においてウイルス検査を県が実施することについて協力する。

(3) 情報提供・共有

① 情報提供

- ・ 市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、国内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- ・ その際には、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。

② 情報共有

- ・ 国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化する。

③ コールセンター（相談窓口）の充実・強化

- ・ 国の要請を受けて、相談の増加に応じて、コールセンター（相談窓口）の機能強化を検討・実施する。
- ・ 国から、状況の変化に応じたQ & Aの改定版が配布された場合は、速やかに相談に活用する。

(4) まん延防止に関する措置

① 市内での感染対策

- ・ 国の要請を受けて、引き続き、患者や濃厚接触者への対応の準備を進める。
- ・ 国の要請を受けて、県が行う、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策の強化に協力する。

② 同乗者及び発生源からの入国者への健康監視

- ・ 同乗者及び発生源からの入国者への健康監視を継続する。なお、健康監視は、国の措置の縮小等に伴い内容を見直すこととする。

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・ 県では、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。市は県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取り組み等に適宜協力する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、県内のブロック単位）とすることが考えられる。
- ・ 県では、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。市は県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取り組み等に適宜協力する。
- ・ 県では、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場における感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型

インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。市は県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取り組み等に適宜協力する。

(5) 予防接種

① 住民接種の実施

- ・ 国は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施について、情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で決定する。
- ・ 接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。
- ・ 国の指示をうけて、パンデミックワクチンが供給可能になり次第、国の要請を受けて、関係機関と連携し、接種を開始する。
- ・ 国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する。
- ・ 接種の実施にあたり、国、県と連携して、全市民が速やかに接種できるように、国の方針に基づく接種体制をとる。
- ・ ワクチン接種が終了した段階で、国が行うモニタリングに関する総合評価の状況を把握する。

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・ 基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(6) 医療

① 新型インフルエンザ等の症例定義

- ・ 引き続き、国が定める症例定義について、医療機関等に対してその内容を周知する。

② 医療体制の整備

- ・ 国の要請を受けて、帰国者・接触者外来における診療体制及び帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。

④ 医療機関等への情報提供

- ・ 引き続き、国が行う新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等の提供に協力する。

⑤ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用等

- ・ 県が、国等と連携し、医療機関に対し、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等に、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請することについて協力する。

(7) 住民生活及び地域経済の安定に関する措置

① 事業者の対応

- ・ 国が全国の事業者に対し要請する、従業員の健康管理の徹底と職場における感染予防策の取組の開始について、県が事業者に周知することについて協力する。

② 市民・事業者への呼びかけ

- ・ 県が新型インフルエンザのまん延に伴い、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係団体等への指導等を行うことについて協力する。
- ・ 市民に対して、食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 水の安定供給

- ・ 水道事業者及び工業用水道事業者である本市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

② 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体

等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、
必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

4 県内発生早期

- ・ 県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内の全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・ 国内では、国内発生早期又は国内感染期にあることが想定される。

【 国内発生早期 】

- ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・ 国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

【 国内感染期 】

- ・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。)
- ・ 国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。

目的

- 1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。国内発生した新型インフルエンザ等の状況等により行われる新型インフルエンザ等緊急事態宣言のもと、積極的な感染対策等をとる。
- 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国から提供される症状や治療に関する臨床情報について、医療機関等に速やかに提供する。
- 4) 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 5) 県内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

① 国における基本的対処方針の変更

ア 国内発生早期の場合

- ・ 国において、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、国内発生早期の基本的対処方針が変更され、国内発生早期に入ったこと及びその対処方針が公示されるが、この基本的対処方針を踏まえ、必要な対策を実施する。

イ 国内感染期の場合

- ・ 国において、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、国内発生期の基本的対処方針が変更され、国内発生期に入ったこと及びその対処方針が公示されるが、この基本的対処方針を踏まえ、必要な対策を実施する。

② 体制の強化

- ・ 県内において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、必要に応じ、速やかに「富山市新型インフルエンザ等連絡会議」を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。
- ・ 市は、国の基本的対処方針を踏まえ、必要に応じ「富山市新型インフルエンザ等対策本部会議」を開催し、県内発生早期の対策を確認する。

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

① 富山市新型インフルエンザ等対策本部の設置

- ・ 市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに「富山市新型インフルエンザ等対策本部」を設置する。

※ なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、市は特措法に基づかない任意の対策本部を設置することは可能である。

(2) サーベイランス・情報収集

① 情報収集

- ・ 国内の新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国、県等を通じて必要な情報を収集する。

② サーベイランス

- ・ 海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等での集団発生の把握の強化を実施する。
- ・ 医療機関等に対して症状や治療等に関する情報を迅速に提供するた

め、新型インフルエンザ等患者の臨床情報について国、県から情報を収集する。

- ・ 国、県から、国内の発生状況についてリアルタイムでの情報提供を受けて、国、県と連携して、必要な対策を実施する。
- ・ 定点医療機関に加えてそれ以外の医療機関での状況を把握する等、必要に応じて、地域ごとの実情に応じたサーベイランスを県が実施することについて協力する。
- ・ 国と連携して、平時から行うウイルスサーベイランスに加え、必要に応じて、患者発生サーベイランス等においてウイルス検査を県が実施することについて協力する。

③ 発生対策

- ・ 市内で新型インフルエンザ等患者が発生した場合は、直ちに国、県に報告するとともに、国、県と連携して積極的疫学調査を実施する。

(3) 情報提供・共有

① 情報提供

- ・ 市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、県内外の発生状況と具体的な対策等を対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体とともに詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- ・ その際には、特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

② 情報共有

- ・ 国のシステムを利用し、国、地方公共団体や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化する。
- ・ メーリングリスト等を活用し、検疫、県、医師会、医療機関、消防等関係機関における情報共有体制を強化する。

③ コールセンター（相談窓口）の充実・強化

- ・ 国の要請を受けて、相談の増加に応じて、コールセンター（相談窓口）の機能強化を検討・実施する。
- ・ 国から、状況の変化に応じたQ & Aの改定版が配布された場合は、速やかに相談に活用する。

(4) まん延防止に関する措置

① 県内でのまん延防止策

- ・ 市は、感染症法に基づき、国、県と連携して患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）などの措置を行う。
- ・ 県が、国と連携し、医療機関の協力を得て、患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって、十分な感染対策を行わず患者に濃厚接触した者を、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の対象とすることについて協力する。
- ・ 県と連携して、市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・ 県と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安をしめすとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校設置者に要請する。
- ・ 県と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ・ 県と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう要請する。
- ・ 県と連携し、必要に応じ、住民に対し、可能な限りが外出を控えるよう呼びかけを行う。

② 水際対策

- ・ 国が実施する渡航者・入国者等への情報提供・注意喚起に県とともに協力する。
- ・ 国の要請を受けて、発生国からの帰国者・入国者への健康監視を継続する。なお、健康監視は、国の措置の縮小等に伴い内容を見直すこととする。

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・ 県では、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、潜伏期間や

治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。市は県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取り組み等に適宜協力する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域（市町村単位、県内のブロック単位）とすることが考えられる。

- ・ 県では、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。市は県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取り組み等に適宜協力する。
- ・ 県では、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場における感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。県は、特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。市は県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取り組み等に適宜協力する。

（５）予防接種

① 住民接種の実施

- ・ 国は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種の実施について、情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で決定する。
- ・ 接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。
- ・ 国の指示をうけて、パンデミックワクチンが供給可能になり次第、国の要請を受けて、関係機関と連携し、接種を開始する。
- ・ 国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する。

- ・ 接種の実施にあたり、国、県と連携して、全市民が速やかに接種できるよう、国の方針に基づく接種体制をとる。
- ・ ワクチン接種が終了した段階で、国が行うモニタリングに関する総合評価の状況を把握する。

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・ 基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(6) 医療

① 医療体制の整備

- ・ 国の要請を受けて、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る、帰国者・接触者外来における診療体制や、帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を、海外発生期に引き続き継続する。
- ・ 患者等が増加してきた段階においては、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き国が行う要請を受けて、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。

② 患者への対応等

- ・ 市は、国、県と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。
- ・ 県が、国と連携し、必要と判断した場合に、富山県衛生研究所において、新型インフルエンザ等の PCR 検査等を行うことについて協力する。
- ・ 国、県と連携して、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。

③ 医療機関等への情報提供

- ・ 引き続き、国が行う新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等の提供に協力する。

(7) 住民生活及び地域経済の安定に関する措置

① 事業者の対応

- ・ 国が全国の事業者に対し要請する、従業員の健康管理の徹底と職場における感染予防策の取組の開始について、県が事業者に周知することについて協力する。

② 市民・事業者への呼びかけ

- ・ 県が新型インフルエンザのまん延に伴い、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係団体等への指導等を行うことについて協力する。
- ・ 市民に対して、食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかける。

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 水の安定供給

- ・ 水道事業者及び工業用水道事業者である本市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

② 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

5 県内感染期

<p>(県内感染期)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）・ 国内では、国内感染期にある。 <p>(国内感染期)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）・ 国内でも、都道府県によって状況が異なる可能性がある。
<p>目的：</p> <ol style="list-style-type: none">1) 医療体制を維持する。2) 健康被害を最小限に抑える。3) 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。
<p>対策の考え方：</p> <ol style="list-style-type: none">1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。2) 県内の発生の状況等から、本県の実施すべき対策の判断を行う。3) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる。6) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。8) 状況の進展に応じて、国・県と連携を図りながら、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

- ・ 基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、国において変更される国内感染期の基本的対処方針について周知を図る。

- ・ 県対策本部は、専門家の意見を踏まえ、患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態等にあると判断した場合は、必要に応じて国と協議の上、県内感染期に入ったことを宣言するとともに、必要な対策について、協議・決定し、国の基本的対処方針を踏まえ、必要な対策を実施する。市は県と連携して、これらの情報を積極的に収集し、市行動計画により必要な対策を行う。

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

① 富山市新型インフルエンザ等対策本部の設置

- ・ 市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに「富山市新型インフルエンザ等対策本部」を設置する。

② 他の地方公共団体による代行、応援等

- ・ 新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

(2) サーベイランス・情報収集

① 情報収集

- ・ 県内外の新型インフルエンザ等の発生状況等について、引き続き国、県等を通じて必要な情報を収集する。

② サーベイランス

- ・ 季節性インフルエンザに関する通常のサーベイランスを県が継続することについて協力する。ただし、新型インフルエンザ等患者及び入院患者の全数把握は中止し、通常のサーベイランスと学校サーベイランスに移行する。
- ・ 国からの国内の発生状況に関する情報の提供を受けて、国と連携し、必要な対策を実施する。

(3) 情報提供・共有

① 情報提供

- ・ 引き続き、市民に対し、県内外の発生状況と具体的な対策等について、分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供する。
- ・ 特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、県内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等の臨時休業や集会の自粛等感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。また、

社会・経済活動の状況についても、情報提供する。

② 情報共有等

- ・ 国、県、他市町村や関係機関等との、インターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続する。

③ コールセンター（相談窓口）の継続

- ・ 国の要請を受けて、コールセンター（相談窓口）の継続又は拡充を行う。
- ・ 国から、状況の変化に応じたQ & Aの改定版が配布された場合は、速やかに相談に活用する。

(4) まん延防止に関する措置

① 県内での感染拡大防止策

- ・ 県と連携し、市民、事業所、社会福祉施設等に対し、手洗い・うがい・マスク着用・咳エチケット、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。
- ・ 県と連携し、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学校閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。
- ・ 県と連携し、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。
- ・ 県と連携し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染予防策を強化するよう引き続き要請する。
- ・ 県内感染期となった場合、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止する。

② 水際対策

- ・ 国が実施する渡航者・入国者等への情報提供・注意喚起に県とともに協力する。
- ・ 国の要請を受けて、発生国からの帰国者・入国者への健康監視を継続する。なお、健康監視は、国の措置の縮小等に伴い内容を見直すこととする。

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・ 県では、特措法第 45 条第 1 項に基づき、県民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。市は県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取り組み等に適宜協力する。
- ・ 県では、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。市は県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取り組み等に適宜協力する。
- ・ 県では、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場における感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。県は、特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。市は県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取り組み等に適宜協力する。

(5) 予防接種

① 住民接種の実施

- ・ 市は緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種を進める。

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

① 住民接種の実施

- ・ 市は、基本的対処方針を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(6) 医療

① 患者への対応等

国の要請を受けて、次の措置を行う。

- ・ 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。
- ・ 入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に県が周知することについて協力する。
- ・ 医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を県が周知することについて協力する。
- ・ 医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように県が調整することについて協力する。

② 医療機関等への情報提供

- ・ 引き続き、国が行う新型インフルエンザの診断・治療に資する情報等の提供に協力する。

③ 在宅で療養する患者への支援

- ・ 国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送等）や自宅で死亡した患者に対応する。

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ・ 県が、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関において、定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を

発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽症であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供することについて、県からの要請により適宜協力する。

(7) 住民生活及び地域経済の安定に関する措置

① 事業者の対応

- ・ 従業員の健康管理の徹底や職場における感染予防策の実施や事業継続について、県が事業者に周知することについて、県からの要請により適宜協力する。

② 市民・事業者への呼びかけ

- ・ 市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。
- ・ 事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう県が周知することについて、県からの要請により適宜協力する。

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 水の安定供給

- ・ 水道事業者及び工業用水道事業者である本市は、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

② 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 国、県と連携して、国民生活及び国民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を特措法第59条に基づき行う。
- ・ 国、県と連携して、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、国民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、国民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

- ・ 国、県と連携して、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。
- ③ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援
- ・ 国の要請を受けて実施する、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への支援（見回り、介護、訪問看護、在宅医療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。
- ④ 火葬の特例等
- ・ 国の要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働させる。
 - ・ 国の要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。

6 小康期

<ul style="list-style-type: none">・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。・ 大流行はいったん終息している状況。
目的 1) 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

[小康期移行の判断]

県対策本部は、専門家の意見を踏まえ、小康期に入ったことを公表するとともに、新たな発生や流行に備えるため県が実施する総合的な対策について協議・決定し、関係部局に対し必要な対策を実施するよう指示する。市は、これらの情報を積極的に収集し、行動計画に基づき必要な対策を行う。

(1) 実施体制

① 国における基本的対処方針の変更

国において、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き変更される基本的対処方針、小康期に入った旨及び縮小・中止する措置などに係る小康期の対処方針について、周知を図る。

② 緊急事態解除宣言

国において、緊急事態措置の必要がなくなった場合は、解除宣言を行い、国会に報告する。

③ 対策の評価・見直し

・ 国において実施される、これまでの各段階における対策に関する評価と、必要に応じて行われる、政府行動計画、ガイドライン等の見直しについて、情報提供を受ける。

これらを踏まえ、県は必要に応じて、危機管理連絡会議、対策検討委員会等を開催し、これまでの各発生段階における対策に関する評価

を行うとともに、国の行うガイドライン、指針、勧告等の見直しに合わせ、必要に応じ、行動計画、業務継続計画等の見直しを行う。

市は、各段階における対策に関する評価を行い、国・県による行動計画等の見直しを踏まえ、市行動計画等の必要な見直し等を行う。

④ 政府対策本部の廃止

国は、新型インフルエンザ等により患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにより患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなった時、又は感染症法に基づき、国民の大部分が新型インフルエンザ等感染症に対する免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨を公表がされた時、若しくは感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止された時に、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部を廃止し国会に報告し公示する。

⑤ 県対策本部の廃止

政府対策本部が廃止された時は、県は県対策本部を廃止する。

⑥ 市対策本部の廃止

・ 市は、政府及び県の対策本部が廃止されたときは、速やかに市対策本部を廃止する。

(2) サーベイランス・情報収集

① 国際的な情報収集

国内外の新型インフルエンザ等の発生状況等について、引き続き国等を通じて必要な情報を収集する。

② サーベイランス

- ・ インフルエンザ等に関する通常のサーベイランスを継続する。
- ・ 再流行を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。

(3) 情報提供・共有

① 情報提供

- ・ 引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。

② 情報共有

- ・ 国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達するとともに、現場での状況を把握する。

③ コールセンター（相談窓口）の縮小

- ・ 国の要請を受けて、コールセンター（相談窓口）等を縮小する。

（４）まん延防止に関する措置

- ・ 国において、海外での発生状況を踏まえつつ、内容を順次見直す渡航者等への情報提供・注意喚起に協力する。

（５）予防接種

① 住民接種の実施

- ・ 市は流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく接種を進める。

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

① 住民接種の実施

- ・ 市は流行の第二波に備え、国及び県と連携し特措法第 46 条の規定に基づく住民に対する予防接種を進める。

（６）医療

① 医療体制

- ・ 県が、国と連携して、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻すことについて協力する。

② 抗インフルエンザウイルス薬

- ・ 国が作成する適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針について、関係機関に県とともに周知を図る。

（７）住民生活及び地域経済の安定に関する措置

① 事業者の対応

- ・ 県では、国が、必要に応じて国民に対して実施する食料品・生活関連物資等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかけと、事業者に対して実施する食料品や生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないような要請に対し、協力

する。市は、県からの要請により適宜協力する。

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

① 業務の再開

- ・ 県では、国が行う、事業者が業務を再開しても差し支えない旨の周知に協力する。市は、県からの要請により適宜協力する。
- ・ 県では、国が、指定（地方）公共機関及び登録事業者に対し実施する、これまでの被害状況等の確認についての要請と、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう行う支援について、協力する。市は、県からの要請により適宜協力する。

② 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

- ・ 国内の状況等を踏まえ、国内感染期で講じた措置を継続し、また、合理性が認められなくなった場合には、縮小・中止する国の対応について、周知を図る。
- ・ 国、県、指定（地方）公共機関と連携し、国内及び県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。